

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における地域支援業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、健康寿命の延伸と社会保障の安定を図るために、地区組織活動の中で、高齢者の個別支援やサロン等の集団での健康教育を実施するものである。本業務を円滑に実施するためには、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、既存の関連事業との調整や地域の医療関係団体との連携をすすめ、保健事業と介護予防等を一体的に統合していく必要がある。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における地域支援業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

（ア）生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

健診受診者に対し訪問等により保健指導を行う。

（イ）健康状態不明者への対応

健康状態が不明な高齢者等の健康状態の把握及び必要なサービスへの接続を行う。

イ 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

（ア）通いの場等における健康教育・健康相談・フレイル状態の把握

（イ）日常的に気軽に相談が行える環境づくり

高齢者の生活拠点（スーパーマーケット、ショッピングセンター等）やイベント等で、血圧測定及び健康相談を実施する（土日祝日に実施の場合あり）。

ウ 地域の通いの場等や地域の健康課題についての把握

地域の通いの場等の社会資源や健康課題について、区役所保健福祉課の担当者や、地域包括支援センター、地域支援コーディネーター、認知症支援・介護予防課と情報共有を行う。

エ 研修の参加

北九州市および福岡県後期高齢者医療広域連合が主催する研修に適宜参加する

こと。また、上記以外が主催する研修で特に必要と思われるものは、保健福祉局認知症支援・介護予防課と協議のうえ参加すること。

オ 業務連絡会議の開催

保健福祉局認知症支援・介護予防課及び区役所保健福祉課との業務連絡会議を開催し、業務を行う上で必要な連絡と協議を行うこと。

カ 区役所保健福祉課における保健福祉事業との連動

区役所保健福祉課における保健福祉事業と連動させること。

キ その他、保健福祉局認知症支援・介護予防課が必要と判断する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援業務

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 過去3年間において、政令市等から保健事業又は介護予防事業等、医療・福祉分野に係る委託を受け、これを適切に履行した実績を有すること。

また、医療有資格者（保健師、看護師、管理栄養士等）を活用した住民支援事業の運営実績を有していること。

イ 後期高齢者医療の調整交付金の算定に関する省令第6条9号の規定による交付基準で示されている、事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、高齢者に対する支援内容の高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）のうち、生活習慣病予防等の重症化の予防（コントロール不良者、腎症、CKDのリスクがある者）に関わる相談・指導について、政令市等での業務実績を有していること。

ウ 当該業務を円滑に実施するため、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、既存の関連事業との調整や地域の関係団体との連携を図ることができ、保健指導や健康教育等の知識や経験を有し、その相談等に対応できる医療有資格者（保健

- 師・看護師・管理栄養士）を確保すること。
- エ 統括的な役割を担う医療有資格者を定め、事業に従事する医療有資格者の専門的技術の向上のための指導や業務のサポートを行うこと。
- オ 当該業務を円滑に実施するため、各業務に配属する医療有資格者のマネジメントを行い、業務に必要な物品や交通手段を確保すること。
- カ 各区役所担当（各区１名以上）及び認知症支援・介護予防課担当（２名以上）の医療有資格者を確保すること。
- キ 業務報告や情報共有をするために必要なパソコンやオンライン環境を確保すること。なお、パソコン等は個人所有のものではなく、業務専用のウイルス対策等を実施しているものであること。
- ク 事業者は、個人情報保護及び情報セキュリティに関する第三者認証を取得していること。
- ケ 当該業務は、福岡県後期高齢者医療広域連合から北九州市が委託を受け実施するものであるため、単年度のみの契約とすること。

4 手続き等

（１）契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区馬借一丁目７番１号

担当課名 保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課

電話番号 ０９３－５２２－８７６５ FAX 番号 ０９３－５２２－８７７３

（２）説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和７年１２月１９日から令和８年１月９日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
８時３０分から１７時１５分まで

イ 受付担当課

（１）に同じ。

書面（様式は問わず）により、持参又はファックスいずれかの方法で上記受付期間内に提出すること。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

（３）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和７年１２月２２日から令和８年１月９日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
８時３０分から１７時１５分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。